

薬剤師法施行細則（昭和二十七年福岡県規則第三十号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(登録の消除)</p> <p>第三条 政令第六条第一項及び第二項の規定による薬剤師名簿の登録の消除の申請は、様式第一号又は様式第二号によるものとする。</p>	<p>(登録の消除)</p> <p>第三条 政令第四十条第一項及び第二項の規定による薬剤師名簿の登録の消除の申請は、様式第一号又は様式第二号によるものとする。</p>